

変動金利型当座貸越に関する特約

借主は、借主が令和 年 月 日付しんきんカードローン契約書(当座貸越契約証書) (以下「原契約証書」という) に基づく貸越金の利率について、次のとおり特約します。

第1条 (貸越利率の変更の基準)

原契約証書に定めた貸越利率は、碧海信用金庫 (以下「金庫」という) の定めるへきしんローンプライムレート (以下「基準金利」という) を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げ、または引き下げられることに同意します。

なお、契約日現在の基準金利は年 _____ パーセントであることを確認しました。

第2条 (貸越利率の変更幅および変更日)

1. 貸越利率は、金庫の基準金利の変更に伴って、自動的に基準金利の変更幅と同一の幅で引き上げ、または引き下げられるものとします。
2. 第1項による貸越利率変更の適用時期は、基準金利変更日以降最初に到来する約定返済日からとします。

第3条 (基準金利の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、これに代え、金庫が一般に適当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第4条 (規定の変更)

1. 金庫は、この規定の各条項、借入要項中の定め (利率、返済額、返済日に関する事項は除く) その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上